



# 山形県公報

平成24年9月28日(金)  
第2381号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………(くらし安心課) ……1128
- 山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則……………(雇用対策課) ……同

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……1129
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……1130
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所…(保健業務課) ……1131
- 予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった旨の告示……………(同) ……1132
- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師についての変更……………(同) ……1134
- 公共測量の実施の通知……………(農村整備課) ……1135
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……1136
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……1137
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 平成23年4月10日執行山形県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の訂正……………1138

### 公 告

- 山形県人事行政の運営等の状況の公表……………(人事課) ……1140
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(最上総合支庁地域振興課) ……1165
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……1166
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1168
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(最上総合支庁建築課) ……1171
- 同……………(置賜総合支庁建築課) ……1174
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(会計局) ……1177

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…1178
- 同……………（警察本部）…同
- 同……………（同）…同

正 誤

規 則

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第45号

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例施行規則（平成19年3月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ルを次のように改める。

ル 日本郵便株式会社

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第46号

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則

山形県職業転換給付金支給規則（昭和41年12月県規則第91号）の一部を次のように改正する。

「第1節 総則」及び「第2節 訓練手当等」を削る。

第8条中「の長及び」を「及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項の認定職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を行う施設（以下「公共職業能力開発施設等」という。）の長並びに」に、「所在する公共職業能力開発施設」を「所在する公共職業能力開発施設等」に改める。

「第3節 職場適応訓練費」及び「第4節 雑則」を削る。

第13条中「書類」を「書類（認定職業訓練に係るものを除く。）」に改める。

別記様式第1号中「公共職業訓練」を「公共職業訓練・認定職業訓練」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、当分の間使用することができる。

告 示

山形県告示第931号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地          | 指定年月日       |
|--------------|---------------------|-------------|
| 茂木調剤薬局       | 西村山郡河北町谷地字月山堂408番地4 | 平成24. 7. 17 |
| 茂木調剤薬局中央店    | 西村山郡河北町谷地中央五丁目9番16号 | 同           |
| まつながキッズクリニック | 山形市西田二丁目2番10号       | 同 9. 1      |

## 山形県告示第932号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地          | 廃止年月日       |
|--------------|---------------------|-------------|
| 茂木調剤薬局       | 西村山郡河北町谷地字月山堂408番地4 | 平成24. 7. 16 |
| 茂木調剤薬局中央店    | 西村山郡河北町谷地中央五丁目9番16号 | 同           |
| 東青田デンタルクリニック | 山形市東青田三丁目7番20号      | 同 8. 15     |

## 山形県告示第933号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地        | 指定年月日      |
|--------------|--------------------------------|-------------------|------------|
| 多機能ゆのはま      | 介護予防小規模多機能型居宅介護                | 鶴岡市湯野浜一丁目19番28号   | 平成24. 4. 1 |
| 原田医院         | 介護予防通所リハビリテーション                | 上山市石崎二丁目1番8号      | 同 5. 1     |
| 和みの家・双葉      | 通所介護<br>介護予防通所介護               | 鶴岡市双葉町15番34号      | 同 8. 8     |
| 共生ホーム「よつばの里」 | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 鶴岡市本町三丁目1番11号     | 同 8. 15    |
| 宅老所だるまの家     | 通所介護                           | 東村山郡中山町大字向新田401番地 | 同 8. 31    |
| アースサポート鶴岡    | 訪問入浴介護<br>介護予防訪問入浴介護           | 鶴岡市末広町29番9号       | 同 9. 1     |

## 山形県告示第934号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地            | 廃止年月日       |
|--------------|------------------|-----------------------|-------------|
| 共生ホーム「よつばの里」 | 小規模多機能型居宅介護      | 鶴岡市本町三丁目1番11号         | 平成23. 3. 31 |
| ジャパンケア山形薬師   | 居宅介護支援           | 山形市薬師町二丁目6番17号 発見ビルB号 | 平成24. 7. 31 |
| ジャパンケア山形下条   | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 | 山形市下条町二丁目1番15号 102号室  | 同           |

## 山形県告示第935号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                              | サービスの種類  | 指定年月日       |
|--------------------|------------------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社ニチイ学館          | ニチイケアセンター米沢 訪問看護ステーション<br>米沢市金池五丁目13番21号 | 訪問看護     | 平成24. 9. 18 |
| 株式会社ニチイ学館          | ニチイケアセンター米沢 訪問看護ステーション<br>米沢市金池五丁目13番21号 | 居宅療養管理指導 | 同           |

## 山形県告示第936号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                              | サービスの種類      | 指定年月日       |
|----------------------|------------------------------------------|--------------|-------------|
| 株式会社ニチイ学館            | ニチイケアセンター米沢 訪問看護ステーション<br>米沢市金池五丁目13番21号 | 介護予防訪問看護     | 平成24. 9. 18 |
| 株式会社ニチイ学館            | ニチイケアセンター米沢 訪問看護ステーション<br>米沢市金池五丁目13番21号 | 介護予防居宅療養管理指導 | 同           |

## 山形県告示第937号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 医 師 氏 名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |                  |
|-----------|-------------------------|------------------|
|           | 医 療 機 関 名               | 所 在 地            |
| 小 野 頼 母   | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地    |
| 菊 地 翼     | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地    |
| 五 十 嵐 雅 彦 | 山 形 市 立 病 院 済 生 館       | 山形市七日町一丁目3番26号   |
| 伊 藤 誠     | 山 形 市 立 病 院 済 生 館       | 山形市七日町一丁目3番26号   |
| 丹 治 泰 裕   | 山 形 市 立 病 院 済 生 館       | 山形市七日町一丁目3番26号   |
| 那 須 隆     | 山 形 市 立 病 院 済 生 館       | 山形市七日町一丁目3番26号   |
| 橘 英 明     | 篠 田 総 合 病 院             | 山形市桜町2番68号       |
| 鈴 木 彩     | 篠 田 総 合 病 院             | 山形市桜町2番68号       |
| 武 田 憲 夫   | 至 誠 堂 総 合 病 院           | 山形市桜町7番44号       |
| 西 塚 碧     | 山 形 済 生 病 院             | 山形市沖町79番1号       |
| 荒 友 香     | 山 形 済 生 病 院             | 山形市沖町79番1号       |
| 池 野 栄 一 郎 | 山 形 済 生 病 院             | 山形市沖町79番1号       |
| 五 十 嵐 朗   | 矢 吹 病 院                 | 山形市本町一丁目6番17号    |
| 藤 井 昌 彦   | 山 形 厚 生 病 院             | 山形市大字菅沢鬼越255番地   |
| 設 楽 英 樹   | 東 北 中 央 病 院             | 山形市和合町三丁目2番5号    |
| 伊 藤 麻 衣   | 東 北 中 央 病 院             | 山形市和合町三丁目2番5号    |
| 渡 辺 章     | あ き ら ク リ ニ ッ ク         | 山形市南四番町12番10号    |
| 枝 松 秀 尚   | 天 童 市 民 病 院             | 天童市駅西五丁目2番1号     |
| 東 澤 俊 彦   | 朝 日 町 立 病 院             | 西村山郡朝日町大字宮宿843番地 |
| 金 田 卓 也   | 町 立 金 山 診 療 所           | 最上郡金山町大字金山548-2  |

|           |             |                    |
|-----------|-------------|--------------------|
| 石 山 廣 志 朗 | 大 蔵 村 診 療 所 | 最上郡大蔵村大字清水2325番地の3 |
| 木 島 一 己   | きじまキッズクリニック | 東置賜郡川西町大字上小松915-5  |
| 佐 藤 慎 太 郎 | さとう小児科医院    | 長井市幸町17-27         |
| 池 田 祐 之   | 池田内科医院      | 長井市台町6-1           |
| 池 田 直 哉   | 池田内科医院      | 長井市台町6-1           |
| 池 田 亜 美   | 池田内科医院      | 長井市台町6-1           |
| 三 浦 友 来   | 酒田市立八幡病院    | 酒田市小泉字前田37         |
| 鈴 木 康 太   | 日本海総合病院     | 酒田市あきは町30          |
| 青 木 倉 揚   | 日本海総合病院     | 酒田市あきは町30          |
| 富 樫 尚 子   | 富樫クリニック     | 酒田市本町三丁目10番5号      |

## 山形県告示第938号

次の医師は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定による予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 医 師 氏 名 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |               |
|---------|-------------------------|---------------|
|         | 医 療 機 関 名               | 所 在 地         |
| 青 木 倉 揚 | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地 |
| 内 田 俊 彦 | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地 |
| 木 越 隆 晶 | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地 |
| 武 田 憲 夫 | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地 |
| 西 村 顕 正 | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地 |
| 星 宣 次   | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地 |
| 秋 山 徹 也 | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地 |
| 井 川 明 子 | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地 |
| 大 島 真 悟 | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地 |

|           |           |                 |
|-----------|-----------|-----------------|
| 金 田 卓 也   | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地   |
| 齋 藤 吉 彦   | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地   |
| 佐 藤 正 道   | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地   |
| 菅 原 裕 史   | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地   |
| 高 橋 可 菜 子 | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地   |
| 丸 山 真 博   | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地   |
| 三 浦 友 来   | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地   |
| 三 田 法 子   | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地   |
| 有 川 卓     | 山形市立病院済生館 | 山形市七日町一丁目3番26号  |
| 相 澤 吉 比 古 | 山形市立病院済生館 | 山形市七日町一丁目3番26号  |
| 佐々木 高 綱   | 山形市立病院済生館 | 山形市七日町一丁目3番26号  |
| 高 橋 由 美 子 | 山形市立病院済生館 | 山形市七日町一丁目3番26号  |
| 秋 葉 次 郎   | 山形済生病院    | 山形市沖町79番1号      |
| 安 孫 子 広   | 山形済生病院    | 山形市沖町79番1号      |
| 河 田 純 男   | 山形済生病院    | 山形市沖町79番1号      |
| 佐々木 幹     | 山形済生病院    | 山形市沖町79番1号      |
| 瀬 尾 伸 夫   | 山形済生病院    | 山形市沖町79番1号      |
| 山 下 淳     | 山形済生病院    | 山形市沖町79番1号      |
| 菊 地 善 彰   | 山形済生病院    | 山形市沖町79番1号      |
| 嶋 村 之 秀   | 山形済生病院    | 山形市沖町79番1号      |
| 盛 田 麻 美   | 山形済生病院    | 山形市沖町79番1号      |
| 毛 利 涉     | 篠田総合病院    | 山形市桜町2番68号      |
| 黄 木 正 登   | 小白川至誠堂病院  | 山形市東原町一丁目12番26号 |
| 盛 田 眞 樹   | 小白川至誠堂病院  | 山形市東原町一丁目12番26号 |

|       |         |                    |
|-------|---------|--------------------|
| 阿部貴志  | 東北中央病院  | 山形市和合町三丁目2番5号      |
| 赤塚直子  | 東北中央病院  | 山形市和合町三丁目2番5号      |
| 菅野厚博  | 矢吹病院    | 山形市本町一丁目6番17号      |
| 根本貴子  | 矢吹病院    | 山形市本町一丁目6番17号      |
| 鈴木健二  | 山形厚生病院  | 山形市大字菅沢鬼越255番地     |
| 禰津俊介  | 山形厚生病院  | 山形市大字菅沢鬼越255番地     |
| 岡田宗一郎 | 朝日町立病院  | 西村山郡朝日町大字宮宿843番地   |
| 菊池彰洋  | 町立金山診療所 | 最上郡金山町大字金山548-2    |
| 石岡大輔  | 大蔵村診療所  | 最上郡大蔵村大字清水2325番地の3 |
| 佐藤敏郎  | さとう小児科  | 長井市幸町17-27         |

## 山形県告示第939号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種を行う医師について、次のとおり予防接種を行う主たる場所の変更があった。

平成24年9月28日

山形県知事 吉村美栄子

| 医師氏名 | 予防接種を行う主たる場所              |                                                            | 変更年月日      |
|------|---------------------------|------------------------------------------------------------|------------|
|      | 変更前                       | 変更後                                                        |            |
| 今野昭宏 | 山形市大字青柳1800番地<br>山形県立中央病院 | 山形市大字青柳1800番地<br>山形県立中央病院<br>山形市銅町二丁目6番6号<br>こんの小児科クリニック   | 平成24. 8. 3 |
| 谷口昌光 | 山形市桜町2番68号<br>篠田総合病院      | 山形市桜町7番44号<br>至誠堂総合病院                                      | 同          |
| 谷口央  | 山形市桜町2番68号<br>篠田総合病院      | 山形市桜町7番44号<br>至誠堂総合病院                                      | 同          |
| 中村雅将 | 山形市嶋北四丁目5番5号<br>矢吹嶋クリニック  | 山形市嶋北四丁目5番5号<br>矢吹嶋クリニック<br>山形市本町一丁目6番17号<br>矢吹病院          | 同          |
| 大島扶美 | 山形市桜田西四丁目1番14号<br>大島医院    | 山形市桜田西四丁目1番14号<br>大島医院<br>山形市桜田西四丁目3番26号<br>介護老人保健施設さくらパレス | 同          |

|         |                          |                                                            |   |
|---------|--------------------------|------------------------------------------------------------|---|
| 五十嵐 仁 子 | 山形市桜田西四丁目1番14号<br>大島医院   | 山形市桜田西四丁目1番14号<br>大島医院<br>山形市桜田西四丁目3番26号<br>介護老人保健施設さくらパレス | 同 |
| 塩 見 朗   | 山形市桜田西四丁目1番14号<br>大島医院   | 山形市桜田西四丁目1番14号<br>大島医院<br>山形市桜田西四丁目3番26号<br>介護老人保健施設さくらパレス | 同 |
| 大 門 和 枝 | 山形市桜田西四丁目1番14号<br>大島医院   | 山形市桜田西四丁目1番14号<br>大島医院<br>山形市桜田西四丁目3番26号<br>介護老人保健施設さくらパレス | 同 |
| 千 葉 昌 和 | 山形市小姓町7番15号<br>ちば往診クリニック | 山形市元木二丁目9番39号<br>ちばクリニック                                   | 同 |
| 佐 藤 明   | 山形市桜町7番44号<br>至誠堂総合病院    | 山形市桜町7番44号<br>至誠堂総合病院<br>山形市富神前48番5号<br>至誠堂とかみクリニック        | 同 |

**山形県告示第940号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市双月町三・四丁目、和合町一・二丁目
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年9月28日から平成25年12月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（登記所備付地図作成基準点設置作業及び細部測量）

**山形県告示第941号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年9月28日から同年10月11日まで縦覧に供する。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長    |
|-------------------------------------|------|----------------------|--------|
| 最上郡鮭川村大字曲川字田ノ沢3609番9から<br>同 707番1まで | 旧    | 7.0メートル<br>}<br>5.0  | 44メートル |
| 同 上                                 | 新    | 14.0メートル<br>}<br>5.0 | 同 上    |

**山形県告示第942号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年9月28日から同年10月11日まで縦覧に供する。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字田ノ沢3609番9から  
同 707番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年9月28日

**山形県告示第943号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市大字防原町地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年9月20日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（数値図化）

**山形県告示第944号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東村山郡中山町大字土橋地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年9月20日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（1級基準点測量、2級基準点測量、路線測量）

**山形県告示第945号**

次の開発行為は、完了した。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成24年9月19日 指令村総建第5020号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

- 村山市楯岡二日町1588番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
村山市中央一丁目3番6号  
村山市長 佐藤 清

**山形県告示第946号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び長井市役所において縦覧に供する。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第311号
- 2 指定の場所 長井市九野本字井筒尻419番1の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.0メートル  
延長63.48メートル
- 4 指定年月日 平成24年9月19日

**山形県告示第947号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。  
別表第8中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

**附 則**

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第44号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成24年9月28日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日           |
|------------|---------|----------|----------------|-----------------|
| 増川おさむを励ます会 | 増 川 信一郎 | 角 川 好 美  | 西村山郡河北町谷地幸2089 | 平成<br>24. 4. 10 |

**山形県選挙管理委員会告示第45号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成24年9月28日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称     | 異動事項     | 内 容     |         | 届出年月日          |
|-------------|----------|---------|---------|----------------|
|             |          | 新       | 旧       |                |
| 北村山地区医師連盟   | 代表者の氏名   | 工 藤 邦 夫 | 小 室 淳   | 平成<br>24. 6. 1 |
|             | 会計責任者の氏名 | 八 鍬 直   | 江 口 儀 太 |                |
| 山形県農協政治連盟   | 代表者の氏名   | 高 谷 尚 市 | 今 田 正 夫 | 同<br>7. 11     |
|             | 会計責任者の氏名 | 長 沼 良 治 | 吉 田 修 一 |                |
| 山田としお山形県後援会 | 代表者の氏名   | 長 沼 良 治 | 吉 田 修 一 | 同              |
|             | 会計責任者の氏名 | 今 田 裕 幸 | 長 沼 良 治 |                |
| しばた雅章後援会    | 会計責任者の氏名 | 近 藤 映 子 | 齋 藤 啓 一 | 同<br>8. 2      |
| 山形の未来を考える会  | 会計責任者の氏名 | 近 藤 映 子 | 齋 藤 啓 一 | 同              |

#### 山形県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により平成23年10月21日付け山形県選挙管理委員会告示第57号にて公表した平成23年4月10日執行の山形県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年9月28日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

| 候補者氏名      | 枝 松 直 樹 | 所属党派       | 無 所 属     | 期間               | 平成23年1月6日から<br>平成23年4月18日まで | 第1回分 |
|------------|---------|------------|-----------|------------------|-----------------------------|------|
| 出納責任者氏名    | 酒 井 智 美 |            |           |                  |                             |      |
| 収入         |         |            |           | 支出               |                             |      |
| 主たる寄附      |         |            |           | 人 件 費 359,000円   |                             |      |
| 〔氏名〕       | (職 業)   | (寄附額)      |           | 家 屋 費 529,336    |                             |      |
| 〔団体名〕      |         |            |           | 選挙事務所費 465,536   |                             |      |
| 枝松直樹後援会    | 政治団体    | 1,080,000円 |           | 集 合 会 場 費 63,800 |                             |      |
| 社会民主党上山支部  | 政党      | 100,000    |           | 通 信 費 293,445    |                             |      |
| 社会民主党山形県連合 | 政党      | 1,100,000  |           | 交 通 費 0          |                             |      |
| 漆山晃一       | 無職      | 100,000    |           | 印 刷 費 808,000    |                             |      |
| 安孫子啓一      | 農業      | 50,000     |           | 広 告 費 197,725    |                             |      |
| 斎藤美由紀      | 団体職員    | 40,000     |           | 文 具 費 4,519      |                             |      |
| 枝松友美       | 会社員     | 20,000     |           | 食 糧 費 53,700     |                             |      |
| 鈴木千賀子      | 団体職員    | 40,000     |           | 休 泊 費 0          |                             |      |
| 酒井智美       | 会社員     | 30,000     |           | 雑 費 38,932       |                             |      |
| その他の寄附     | 7件      | 55,000     |           |                  |                             |      |
| その他の収入     |         |            | 2,817     |                  |                             |      |
| 今 回 計      |         |            | 2,617,817 | 今 回 計            | 2,284,657                   |      |
| 前 回 計      |         |            | 0         | 前 回 計            | 0                           |      |
| 総 計        |         |            | 2,617,817 | 総 計              | 2,284,657                   |      |

|              | 項 目     | 金 額      |
|--------------|---------|----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ポスターの作成 | 808,000円 |
|              | 計       | 808,000円 |

|       |           |
|-------|-----------|
| 訂正年月日 | 平成24年9月5日 |
|-------|-----------|

**公 告**

山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年7月県条例第69号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、平成23年度における人事行政の運営の状況の概要及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 条例第2条に基づく任命権者の報告の概要

(1) 職員の任免及び職員数の状況

県では、平成10年度からは「山形県行財政改革大綱」、平成17年度からは「やまがた集中改革プラン」、また平成22年度からは「地域主権時代の県政運営指針（山形県行財政改革推進プラン）」に基づき、定員管理の適正化を進めています。

イ 職員数の状況

各年4月1日現在(人)

(人)

| 区 分          | 平成22年度 | 平成23年度 | 増 減   | (参考)<br>平成10年度 | 23年度－10年度 |
|--------------|--------|--------|-------|----------------|-----------|
| 知事部局         | 6,752  | 6,370  | ▲ 382 | 7,898          | ▲ 1,528   |
| 一般会計         | 4,308  | 4,259  | ▲ 49  | 5,229          | ▲ 970     |
| 企業特別会計       | 157    | 157    | 0     | 186            | ▲ 29      |
| 病院事業特別会計     | 2,287  | 1,954  | ▲ 333 | 2,483          | ▲ 529     |
| 議会事務局        | 30     | 30     | 0     | 33             | ▲ 3       |
| 選挙管理委員会事務局   | 4      | 4      | 0     | 4              | 0         |
| 監査委員事務局      | 16     | 16     | 0     | 16             | 0         |
| 人事委員会事務局     | 16     | 16     | 0     | 16             | 0         |
| 海区漁業調整委員会事務局 | 1      | 1      | 0     | 2              | ▲ 1       |
| 警察本部         | 2,315  | 2,317  | 2     | 2,247          | 70        |
| 警察官          | 1,975  | 1,978  | 3     | 1,867          | 111       |
| その他          | 340    | 339    | ▲ 1   | 380            | ▲ 41      |
| 教育委員会        | 11,196 | 11,066 | ▲ 130 | 12,482         | ▲ 1,416   |
| 教育庁          | 271    | 270    | ▲ 1   | 338            | ▲ 68      |
| 小・中学校        | 7,446  | 7,361  | ▲ 85  | 8,331          | ▲ 970     |
| 特別支援学校       | 932    | 951    | 19    | 786            | 165       |
| 高等学校         | 2,547  | 2,484  | ▲ 63  | 3,027          | ▲ 543     |
| 合 計          | 20,330 | 19,820 | ▲ 510 | 22,698         | ▲ 2,878   |

- (注) 1 企業管理者、病院事業管理者を除きます。  
 2 企業特別会計とは、企業局が所管する電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業及び駐車場事業の各事業会計を合わせたものをいいます。

## ロ 採用者数の状況 (人)

| 区 分          | 平成22年度 | 平成23年度 | 増 減 |
|--------------|--------|--------|-----|
| 知事部局         | 130    | 177    | 47  |
| 一般会計         | 79     | 99     | 20  |
| 企業特別会計       | 3      | 2      | ▲ 1 |
| 病院事業特別会計     | 48     | 76     | 28  |
| 議会事務局        |        |        | 0   |
| 選挙管理委員会事務局   |        |        | 0   |
| 監査委員事務局      |        |        | 0   |
| 人事委員会事務局     |        |        | 0   |
| 海区漁業調整委員会事務局 |        |        | 0   |
| 警察本部         | 79     | 82     | 3   |
| 警察官          | 70     | 75     | 5   |
| その他          | 9      | 7      | ▲ 2 |
| 教育委員会        | 193    | 210    | 17  |
| 教育庁          | 2      | 3      | 1   |
| 小・中学校        | 133    | 144    | 11  |
| 特別支援学校       | 20     | 27     | 7   |
| 高等学校         | 38     | 36     | ▲ 2 |
| 合 計          | 402    | 469    | 67  |

(注) 再任用職員を除きます。

## ハ 退職者数の状況 (人)

| 区 分          | 平成22年度 | 平成23年度 | 増 減   |
|--------------|--------|--------|-------|
| 知事部局         | 509    | 208    | ▲ 301 |
| 一般会計         | 147    | 124    | ▲ 23  |
| 企業特別会計       | 3      |        | ▲ 3   |
| 病院事業特別会計     | 359    | 84     | ▲ 275 |
| 議会事務局        |        | 1      | 1     |
| 選挙管理委員会事務局   |        |        | 0     |
| 監査委員事務局      |        |        | 0     |
| 人事委員会事務局     |        | 1      | 1     |
| 海区漁業調整委員会事務局 |        |        | 0     |
| 警察本部         | 89     | 103    | 14    |
| 警察官          | 72     | 96     | 24    |
| その他          | 17     | 7      | ▲ 10  |
| 教育委員会        | 324    | 308    | ▲ 16  |
| 教育庁          | 10     | 4      | ▲ 6   |
| 小・中学校        | 192    | 197    | 5     |
| 特別支援学校       | 18     | 17     | ▲ 1   |
| 高等学校         | 104    | 90     | ▲ 14  |
| 合 計          | 922    | 621    | ▲ 301 |

(注) 再任用職員を除きます。

## ニ 再任用者数の状況

(人)

| 区 分          | 平成22年度 |     | 平成23年度 |     |
|--------------|--------|-----|--------|-----|
|              | フルタイム  | 短時間 | フルタイム  | 短時間 |
| 知事部局         | 60     | 13  | 72     | 16  |
| 一般会計         | 58     | 13  | 67     | 16  |
| 企業特別会計       | 1      |     | 4      |     |
| 病院事業特別会計     | 1      |     | 1      |     |
| 議会事務局        |        |     |        |     |
| 選挙管理委員会事務局   |        |     |        |     |
| 監査委員事務局      |        |     |        |     |
| 人事委員会事務局     |        |     |        |     |
| 海区漁業調整委員会事務局 |        |     |        |     |
| 警察本部         | 19     | 4   | 18     | 2   |
| 警察官          | 16     | 3   | 14     | 2   |
| その他          | 3      | 1   | 4      | 0   |
| 教育委員会        | 58     | 1   | 67     | 4   |
| 教育庁          | 4      |     | 4      | 2   |
| 小・中学校        | 2      |     | 4      | 0   |
| 特別支援学校       | 6      |     | 6      | 0   |
| 高等学校         | 46     | 1   | 53     | 2   |
| 合 計          | 137    | 18  | 157    | 22  |

## (2) 職員の給与の状況

## イ 人件費の決算額の状況（平成23年度）

## (イ) 普通会計決算

| 歳出額（A）      | 実質収支      | 人件費（B）      | 人件費率<br>（B/A） | 前年度の<br>人件費率 |
|-------------|-----------|-------------|---------------|--------------|
| 千円          | 千円        | 千円          | %             | %            |
| 599,820,052 | 3,526,611 | 160,318,054 | 26.7          | 27.8         |

## (ロ) 企業特別会計決算

| 歳出額       |           |
|-----------|-----------|
|           | うち人件費     |
| 千円        | 千円        |
| 7,453,618 | 1,349,999 |

## (ハ) 病院事業特別会計決算

| 歳出額        |            |
|------------|------------|
|            | うち人件費      |
| 千円         | 千円         |
| 33,681,670 | 20,069,055 |

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

## ロ 職員給与費の状況（平成24年度当初予算）

## (イ) 普通会計予算

| 職員数             | 給 与 費            |                  |                  |                   | 職員1人当たりの<br>給 与 費 |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|
|                 | 給 料              | 職員手当             | 期末・勤勉手当          | 計                 |                   |
| 17,395人<br>(22) | 千円<br>75,609,863 | 千円<br>12,192,485 | 千円<br>25,987,964 | 千円<br>113,790,312 | 千円<br>6,542       |

## (ロ) 企業特別会計予算

| 職員数         | 給 与 費         |               |               |                 | 職員1人当たりの<br>給 与 費 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|-------------------|
|             | 給 料           | 職員手当          | 期末・勤勉手当       | 計               |                   |
| 157人<br>(0) | 千円<br>629,903 | 千円<br>181,849 | 千円<br>219,311 | 千円<br>1,031,063 | 千円<br>6,567       |

## (ハ) 病院事業特別会計予算

| 職員数           | 給 与 費           |                 |                 |                  | 職員1人当たりの<br>給 与 費 |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|
|               | 給 料             | 職員手当            | 期末・勤勉手当         | 計                |                   |
| 1,941人<br>(0) | 千円<br>8,161,473 | 千円<br>3,644,722 | 千円<br>2,771,208 | 千円<br>14,577,403 | 千円<br>7,510       |

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数（ ）内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

## ハ 職員の平均給料・平均給与の月額及び平均年齢（平成23年4月1日現在）

| 区 分              | 給料月額      | 年 齢    |
|------------------|-----------|--------|
|                  | 給与月額      |        |
| 一 般<br>行 政 職     | 349,400 円 | 44歳0月  |
|                  | 431,600 円 |        |
| 警 察 職            | 340,800 円 | 41歳6月  |
|                  | 456,800 円 |        |
| 高 等 学 校<br>教 育 職 | 385,600 円 | 44歳6月  |
|                  | 428,400 円 |        |
| 小 中 学 校<br>教 育 職 | 393,700 円 | 46歳0月  |
|                  | 428,200 円 |        |
| 技 能<br>労 務 職     | 322,000 円 | 43歳11月 |
|                  | 368,800 円 |        |

(注) 給与月額とは、給料月額に職員手当の月額を加えたものです。

## ニ 職員の経験年数別・学歴別平均給料の月額（平成23年4月1日現在）

| 区 分              |     | 経験年数<br>10年 | 経験年数<br>15年 | 経験年数<br>20年 |
|------------------|-----|-------------|-------------|-------------|
| 一 般<br>行 政 職     | 大 卒 | 261,900円    | 311,000円    | 366,900円    |
|                  | 高 卒 | 217,200円    | 268,800円    | 313,900円    |
| 警 察 職            | 大 卒 | 286,300円    | 340,100円    | 381,300円    |
|                  | 高 卒 | 251,200円    | 286,800円    | 333,500円    |
| 高 等 学 校<br>教 育 職 | 大 卒 | 302,700円    | 362,400円    | 397,900円    |
|                  | 高 卒 | —円          | 282,200円    | 335,900円    |
| 小 中 学 校<br>教 育 職 | 大 卒 | 319,800円    | 357,300円    | 392,800円    |

|           |    |          |          |          |
|-----------|----|----------|----------|----------|
| 技能<br>労務職 | 高卒 | 220,000円 | 258,100円 | 301,900円 |
|-----------|----|----------|----------|----------|

（注） 経験年数とは、卒業後直ちに採用されて引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

ホ 一般行政職の級別職員数（平成23年4月1日現在）

| 区分(注1) | 標準的な職務内容(注2) | 職員数    | 構成比    | 1年前の構成比 | 5年前の構成比 |
|--------|--------------|--------|--------|---------|---------|
| 1 級    | 主事・技師        | 317人   | 7.8%   | 8.0%    | 8.7%    |
| 2 級    | 主事・技師        | 304人   | 7.5%   | 7.5%    | 7.2%    |
| 3 級    | 係長           | 669人   | 16.5%  | 18.2%   | 19.1%   |
| 4 級    | 業務名を冠する主査    | 1,070人 | 26.5%  | 23.4%   | 16.0%   |
| 5 級    | 課長補佐         | 1,086人 | 26.8%  | 26.6%   | 26.2%   |
| 6 級    | 課長           | 403人   | 10.0%  | 11.4%   | 17.2%   |
| 7 級    | 主管課長         | 121人   | 3.0%   | 3.1%    | 4.0%    |
| 8 級    | 部次長          | 59人    | 1.5%   | 1.4%    | 1.3%    |
| 9 級    | 部長           | 16人    | 0.4%   | 0.4%    | 0.3%    |
| 計      |              | 4,045人 | 100.0% | 100.0%  | 100.0%  |

（注） 1 級区分は、山形県の給与条例によるものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

へ 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

| 区 分              |     | 県 職 員    | 国家公務員                       |
|------------------|-----|----------|-----------------------------|
| 一 般<br>行 政 職     | 大 卒 | 172,200円 | I種 181,200円<br>II種 172,200円 |
|                  | 高 卒 | 140,100円 | 140,100円                    |
| 警 察 職            | 大 卒 | 197,200円 | 197,200円                    |
|                  | 高 卒 | 158,100円 | 158,100円                    |
| 高 等 学 校<br>教 育 職 | 大 卒 | 192,800円 | —                           |
|                  | 高 卒 | 148,800円 | —                           |
| 小 中 学 校<br>教 育 職 | 大 卒 | 192,800円 | —                           |
|                  | 高 卒 | 148,800円 | —                           |

ト 昇給の状況

(イ) 普通会計

| 区 分    |             | 合 計     | 一般行政職  | 警察職    | 高等学校<br>教 育 職 | 小中学校<br>教 育 職 | 技能労務職 |
|--------|-------------|---------|--------|--------|---------------|---------------|-------|
| 平成23年度 | 職員数 (A)     | 16,050人 | 4,262人 | 1,954人 | 2,716人        | 6,568人        | 550人  |
|        | 昇給した職員数 (B) | 14,773人 | 3,748人 | 1,735人 | 2,567人        | 6,180人        | 543人  |
|        | 比率 (B/A)    | 92.0%   | 87.9%  | 88.8%  | 94.5%         | 94.1%         | 98.7% |
| 平成22年度 | 職員数 (A)     | 16,180人 | 4,330人 | 1,956人 | 2,717人        | 6,613人        | 564人  |
|        | 昇給した職員数 (B) | 14,985人 | 3,889人 | 1,735人 | 2,570人        | 6,235人        | 556人  |
|        | 比率 (B/A)    | 92.6%   | 89.8%  | 88.7%  | 94.6%         | 94.3%         | 98.6% |

## (ロ) 企業特別会計

| 区 分    |             | 合 計   | 一般行政職 | 技能労務職  |
|--------|-------------|-------|-------|--------|
| 平成23年度 | 職員数 (A)     | 157人  | 145人  | 12人    |
|        | 昇給した職員数 (B) | 146人  | 134人  | 12人    |
|        | 比率 (B/A)    | 93.0% | 92.4% | 100.0% |
| 平成22年度 | 職員数 (A)     | 157人  | 145人  | 12人    |
|        | 昇給した職員数 (B) | 148人  | 136人  | 12人    |
|        | 比率 (B/A)    | 94.3% | 93.8% | 100.0% |

## (ハ) 病院事業特別会計

| 区 分    |             | 合 計    | 一般行政職 | 医療職(1)<br>(注1) | 医療職(2)<br>(注2) | 医療職(3)<br>(注3) | 技能労務職 |
|--------|-------------|--------|-------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 平成23年度 | 職員数 (A)     | 1,865人 | 124人  | 175人           | 209人           | 1,245人         | 112人  |
|        | 昇給した職員数 (B) | 1,775人 | 117人  | 167人           | 194人           | 1,186人         | 111人  |
|        | 比率 (B/A)    | 95.2%  | 94.4% | 95.4%          | 92.8%          | 95.3%          | 99.1% |
| 平成22年度 | 職員数 (A)     | 1,828人 | 126人  | 174人           | 204人           | 1,228人         | 96人   |
|        | 昇給した職員数 (B) | 1,739人 | 121人  | 164人           | 194人           | 1,167人         | 93人   |
|        | 比率 (B/A)    | 95.1%  | 96.0% | 94.3%          | 95.1%          | 95.0%          | 96.9% |

- (注) 1 医療職(1)とは、医師及び歯科医師をいいます。  
 2 医療職(2)とは、薬剤師や診療放射線技師などの医療技術者をいいます。  
 3 医療職(3)とは、助産師や看護師などをいいます。

## チ 時間外勤務手当の状況

## (イ) 普通会計決算

| 区 分    | 支給総額        | 職員1人当たり支給年額 |
|--------|-------------|-------------|
| 平成23年度 | 3,789,995千円 | 225千円       |
| 平成22年度 | 3,715,533千円 | 219千円       |

## (ロ) 企業特別会計決算

| 区 分    | 支給総額     | 職員1人当たり支給年額 |
|--------|----------|-------------|
| 平成23年度 | 66,392千円 | 449千円       |
| 平成22年度 | 66,064千円 | 447千円       |

## (ハ) 病院事業特別会計決算

| 区 分    | 支給総額        | 職員1人当たり支給年額 |
|--------|-------------|-------------|
| 平成23年度 | 1,495,158千円 | 793千円       |
| 平成22年度 | 1,403,676千円 | 750千円       |

## リ 期末・勤勉手当の支給割合（平成23年度）

| 区 分                 | 6月期      | 12月期     | 計        |
|---------------------|----------|----------|----------|
| 期末手当                | 1.20月分   | 1.35月分   | 2.55月分   |
|                     | (0.65月分) | (0.75月分) | (1.40月分) |
| 勤勉手当                | 0.60月分   | 0.60月分   | 1.20月分   |
|                     | (0.30月分) | (0.30月分) | (0.60月分) |
| 計                   | 1.80月分   | 1.95月分   | 3.75月分   |
|                     | (0.95月分) | (1.05月分) | (2.00月分) |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 |          |          | 有        |

- (注) 1 ( )内は、再任用職員の支給割合です。  
 2 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ヌ 地域手当の状況（平成23年4月1日現在）

| 支給対象地域等            | 支給対象職員数                          | 支給率 | 国の支給率                |
|--------------------|----------------------------------|-----|----------------------|
| 東京都特別区             | 22人                              | 18% | 18%                  |
| 大阪市                | 4人                               | 15% | 15%                  |
| 名古屋市               | 3人                               | 12% | 12%                  |
| 仙台市                | 2人                               | 6%  | 6%                   |
| 多賀城市               | 1人                               | 3%  | 3%                   |
| 医師                 | 242人                             | 15% | 15%                  |
| 支給対象職員1人当たりの平均支給年額 | 平成23年度普通会計決算<br>平成23年度病院事業特別会計決算 |     | 754,377円<br>884,741円 |

（注） 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ル 扶養手当、住居手当、通勤手当の状況（平成23年4月1日現在）

| 区分   | 県職員                                                                                                      | 国家公務員                                                                                                    |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 扶養手当 | 配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,500円（職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円）<br>扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算 | 配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,500円（職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円）<br>扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算 |
| 住居手当 | 借家 限度額 27,000円<br>単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合<br>上記の額の2分の1                                                  | 借家 限度額 27,000円<br>単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合<br>上記の額の2分の1                                                  |
| 通勤手当 | 交通機関利用 限度額 55,000円<br>交通用具使用 限度額 53,000円                                                                 | 交通機関利用 限度額 55,000円<br>交通用具使用 限度額 24,500円                                                                 |

（注） 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ヲ 特殊勤務手当の状況（平成23年4月1日現在）

(イ) 普通会計の状況

|                             |            |                                                                                                                                  |
|-----------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合           | 34.4%      |                                                                                                                                  |
| 支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算） | 135,543円   |                                                                                                                                  |
| 手当の種類（手当数）                  | 30         |                                                                                                                                  |
| 代表的な手当の名称                   | 支給額の多い手当   | 1 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>2 警察職員の特殊勤務手当<br>3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>4 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当<br>5 職業訓練業務に従事する職員の特殊勤務手当   |
|                             | 支給職員数の多い手当 | 1 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>2 警察職員の特殊勤務手当<br>3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>4 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当<br>5 県税に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当 |

（注） 代表的な手当の名称は、各々の区分ごとに上位5つを記載したものです。

(ロ) 企業特別会計の状況

|                                                                |                         |
|----------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合<br>支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）<br>手当の種類（手当数） | 59.2 %<br>37,623 円<br>2 |
| 手当の名称                                                          | 危険作業手当<br>用地等交渉業務手当     |

(ハ) 病院事業特別会計の状況

|                                                                |                                                                         |
|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合<br>支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）<br>手当の種類（手当数） | 60.4 %<br>238,571 円<br>6                                                |
| 手当の名称                                                          | 防疫作業手当<br>夜間看護業務手当<br>緊急呼出救急業務等手当<br>放射線照射作業手当<br>汚物等処理作業手当<br>分べん介助等手当 |

ワ 退職手当の状況（平成23年4月1日現在）

| 区 分                | 県 職 員                    |                   | 国家公務員                    |         |         |
|--------------------|--------------------------|-------------------|--------------------------|---------|---------|
|                    | 自己都合                     | 勸奨・定年             | 自己都合                     | 勸奨・定年   |         |
| 支 給 率              | 勤続20年                    | 23.5月分            | 30.55月分                  | 23.5月分  | 30.55月分 |
|                    | 勤続25年                    | 33.5月分            | 41.34月分                  | 33.5月分  | 41.34月分 |
|                    | 勤続35年                    | 47.5月分            | 59.28月分                  | 47.5月分  | 59.28月分 |
|                    | 最高限度額（注1）                | 59.28月分           | 59.28月分                  | 59.28月分 | 59.28月分 |
| その他の加算措置           | 定年前早期退職特例措置<br>（2～20%加算） |                   | 定年前早期退職特例措置<br>（2～20%加算） |         |         |
| 1人当たり平均支給額<br>（注2） | （一般職員）<br>25,321千円       | （全 体）<br>25,472千円 |                          |         |         |

- (注) 1 国の職員と同様の制度となっています。  
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。  
 なお、一般職員とは、全職種に係る職員から警察職及び教育職を除いた職員です。

カ 職員の給与の水準

行政職給料表適用者にかかるラスパイレズ指数の推移

| 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 100.6  | 100.2  | 100.4  | 100.4  | 100.1  | 100.0  |

- (注) ラスパイレズ指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

ヨ 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

| 区 分          |         | 給料月額等      |          |
|--------------|---------|------------|----------|
|              |         | 減 額 前      | 減 額 後    |
| 給<br>料       | 知事      | 1,212,000円 | 909,000円 |
|              | 副知事     | 933,000円   | 788,400円 |
|              | 企業管理者   | 699,000円   | 641,400円 |
|              | 病院事業管理者 | 699,000円   | 641,400円 |
|              | 代表監査委員  | 606,000円   | 556,100円 |
| 議員<br>報<br>酬 | 議長      | 867,000円   | －円       |
|              | 副議長     | 774,000円   | －円       |
|              | 議員      | 746,000円   | －円       |

| 区 分              |         | 年間支給割合           |                              |
|------------------|---------|------------------|------------------------------|
| 期<br>末<br>手<br>当 | 知事      | 6月期<br>12月期<br>計 | 1.375月分<br>1.475月分<br>2.85月分 |
|                  | 副知事     |                  |                              |
|                  | 企業管理者   |                  |                              |
|                  | 病院事業管理者 |                  |                              |
|                  | 代表監査委員  |                  |                              |
|                  | 議長      | 6月期<br>12月期<br>計 | 1.375月分<br>1.475月分<br>2.85月分 |
|                  | 副議長     |                  |                              |
| 議員               |         |                  |                              |

（参考1）特例条例による給与等削減の取組状況

県では「特例条例（知事等及び職員の給与の特例に関する条例）」に基づき、特別職及び一般職の給与等の削減措置を講じています。

この条例による削減は平成14年4月から実施しており、知事等及び一般職について平成25年3月31日まで実施することとしています（議員については、平成18年3月31日で終了）。

なお、議員及び知事等の特別職については、一般職の給与改定の状況等にかんがみ、「山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例」で定めている議員報酬月額及び知事等の給料月額を、平成18年4月から約6.7%引き下げております。

具体的な給与等の削減率は次のとおりです。

給与等の削減率（平成23年4月1日現在）

| 区 分          |         | 削 減 率         |               |               |               |                |                |
|--------------|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
|              |         | 平成14年<br>4月から | 平成17年<br>4月から | 平成18年<br>4月から | 平成20年<br>4月から | 平成21年<br>12月から | 平成22年<br>12月から |
| 議員<br>報<br>酬 | 議 長     | ▲ 5 %         | 同左            | 削減なし          | 同 左           | 同 左            | 同 左            |
|              | 副議長     | ▲ 5 %         | 同左            | 削減なし          | 同 左           | 同 左            | 同 左            |
|              | 議 員     | ▲ 5 %         | 同左            | 削減なし          | 同 左           | 同 左            | 同 左            |
| 知事等<br>の給料   | 知 事     | ▲ 15 %        | ▲ 20 %        | 同 左           | ▲ 22 %        | ▲ 23 %         | ▲ 25 %         |
|              | 副知事     | ▲ 8 %         | ▲ 10.5%       | 同 左           | ▲ 12.5%       | ▲ 13.5%        | ▲ 15.5%        |
|              | 企業管理者   | ▲ 2.5%        | ▲ 3.25%       | 同 左           | ▲ 5.25%       | ▲ 6.25%        | ▲ 8.25%        |
|              | 病院事業管理者 | ▲ 2.5%        | ▲ 3.25%       | 同 左           | ▲ 5.25%       | ▲ 6.25%        | ▲ 8.25%        |
|              | 代表監査委員  | ▲ 2.5%        | ▲ 3.25%       | 同 左           | ▲ 5.25%       | ▲ 6.25%        | ▲ 8.25%        |
| 教育長<br>の給料   |         | ▲ 2.5%        | ▲ 3.25%       | 同 左           | ▲ 5.25%       | ▲ 6.25%        | ▲ 8.25%        |
| 一般職<br>の給与   | 管理職手当   | ▲ 10 %        | ▲ 13 %        | 同 左           | ▲ 18 %        | 同 左            | 同 左            |

（参考2）人事委員会勧告の取扱状況

平成23年度は、月例給及び期末勤勉手当とも民間とはほぼ均衡していることから、人事委員会において給与改定を行わないことが適当であるとの判断がなされ、人事委員会勧告がなかったところであり、職員の給与については改定を行わないこととしました。

（3）職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

イ 職員の休日

（イ）国民の祝日に関する法律に規定する休日

（ロ）1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（（イ）の日を除く）

ロ 職員の勤務時間

1週間当たりの勤務時間 38時間45分

1日の勤務時間（交代制勤務以外の職員の場合） 午前8時30分から午後5時15分まで

ハ 職員の休暇制度

| 区 分                                                 | 要 件 及 び 日 数                                                  |                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年次有給休暇                                              | 一の年につき20日（20日を上限に残日数を翌年に繰越し可）                                |                                                                                                  |
| 結核要療養休暇                                             | 健康診断の結果、結核の判定を受け、療養を要する場合：1年以内                               |                                                                                                  |
| 忌引休暇                                                | 配偶者、子、父母等の親族関係に応じて定める10日以内の期間<br>例）配偶者：10日、子：5日、父母：7日        |                                                                                                  |
| 産前産後休暇                                              | 産前休暇：出産予定日から8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の期間<br>産後休暇：出産の日の翌日から8週間以内の期間 |                                                                                                  |
| 生理休暇                                                | 生理日の就業が著しく困難な女子職員：3日以内                                       |                                                                                                  |
| 特別休暇                                                | 災害等                                                          | 風水震災火災その他の非常災害による交通遮断の場合：その事由の発生している期間                                                           |
|                                                     |                                                              | 風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合：必要と認められる期間                                                     |
|                                                     |                                                              | 交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合：その事由の発生している期間                                                              |
|                                                     |                                                              | 異常な自然現象による職員の身体への危害を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：必要と認められる期間                                      |
|                                                     | 負傷・疾病等                                                       | 負傷又は疾病の場合：90日以内の期間                                                                               |
|                                                     |                                                              | 高血圧症、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病及びその他の慢性疾患並びに精神及び神経に係る疾病の場合：180日以内の期間                                    |
|                                                     |                                                              | 負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、なお健康上普通勤務が困難な場合：60日間の期間内において、1日の勤務時間のうちの一部の時間 |
|                                                     |                                                              | 負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、医師が定期的に通院検診を要すると認める場合：1年以内の期間において1月につき1日      |
|                                                     |                                                              | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断、就業制限又は交通の制限若しくは遮断のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：その事由の発生している期間      |
|                                                     | 妊娠・出産等                                                       | 妊娠中又は出産後1年以内の職員が、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合：妊娠週に応じて4週間・2週間・1週間に1回、産後1年までは1回、それぞれ4時間以内             |
|                                                     |                                                              | 妊娠中の職員の通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合：1日につき1時間以内                                    |
|                                                     |                                                              | 妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合で、当該職員が適宜休息し、又は補食することが必要なとき：必要と認められる期間                        |
| 妻が出産する場合：出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内において3日以内 |                                                              |                                                                                                  |

|      |                                                                                            |                                                                                                                                               |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 育児等                                                                                        | 妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合：当該期間内において5日以内 |
|      |                                                                                            | 職員が生後1年6月に達しない子を育てる場合：1日2回、1日を通じて90分以内で必要と認められる期間                                                                                             |
|      |                                                                                            | 小学校就学の始期に達するまでの子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合、①子の看護を行う場合：5日以内、②子に母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法に基づく予防接種を受けさせる場合：必要と認められる期間                                   |
|      | 家族看護等                                                                                      | 負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある要介護者その他人事委員会が定める家族の世話のため勤務をしないことが相当であると認められる場合、①要介護者の世話を行う場合：5日以内、②人事委員会が定める家族の世話を行う場合：5日以内                         |
|      |                                                                                            | 冠婚葬祭                                                                                                                                          |
|      | その他                                                                                        | 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として裁判所その他の官公署等へ出頭する場合：必要と認められる期間                                                                                               |
|      |                                                                                            | 職員が骨髄移植のため、登録の申出、骨髄移植のための骨髄液の提供等をする場合で、それに伴う検査等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき：必要と認められる期間                                                           |
|      |                                                                                            | 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（①相当規模の災害による被災者を支援する活動、②社会福祉施設等における活動、③常態として日常生活を営むのに支障がある者を支援する活動）を行う場合：5日以内（ただし、東日本大震災の被災者支援活動を行う場合：7日以内）        |
|      |                                                                                            | 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合：7月から9月までの期間内において原則として連続する6日以内の期間                                                |
|      |                                                                                            | 職員としての勤続期間等を考慮して人事委員会が定める職員が心身の活力の維持及び増進を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合：原則として連続する5日以内の期間                                                           |
| 介護休暇 | 配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障のあるものの介護をするため、勤務をしないことが相当であると認められる場合：連続する6月以内の期間 |                                                                                                                                               |

(4) 職員の分限及び懲戒処分状況

イ 分限処分の状況（平成23年度）

(人)

| 処分内容の別       | 免職 | 休職  | 降任 | 降給 | 計   |
|--------------|----|-----|----|----|-----|
| 任命権者         |    |     |    |    |     |
| 知事部局         |    | 37  |    |    | 37  |
| 企業局          |    | 10  |    |    | 10  |
| 病院事業局        |    | 25  |    |    | 25  |
| 議会事務局        |    |     |    |    |     |
| 選挙管理委員会事務局   |    |     |    |    |     |
| 監査委員事務局      |    |     |    |    |     |
| 人事委員会事務局     |    |     |    |    |     |
| 海区漁業調整委員会事務局 |    |     |    |    |     |
| 警察本部         |    | 18  |    |    | 18  |
| 教育委員会        |    | 149 |    |    | 149 |
| 計            |    | 239 |    |    | 239 |

(注) 同一の者が複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

ロ 懲戒処分状況（平成23年度）

（人）

| 処分内容の別       | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 計  |
|--------------|----|----|----|----|----|
| 任命権者         |    |    |    |    |    |
| 知事部局         |    |    | 2  | 6  | 8  |
| 企業局          |    |    |    |    |    |
| 病院事業局        |    |    |    | 2  | 2  |
| 議会事務局        |    |    |    |    |    |
| 選挙管理委員会事務局   |    |    |    |    |    |
| 監査委員事務局      |    |    |    |    |    |
| 人事委員会事務局     |    |    |    |    |    |
| 海区漁業調整委員会事務局 |    |    |    |    |    |
| 警察本部         |    |    | 1  |    | 1  |
| 教育委員会        | 3  |    | 1  | 10 | 14 |
| 計            | 3  |    | 4  | 18 | 25 |

（注）同一の者が複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

（5）職員のサービスの状況

イ 職務専念義務の免除

職員には、地方公務員法により、職務に専念する義務が課されている。

◇地方公務員法

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

「法律又は条例に特別の定がある場合」として、職務専念義務が免除される場合には、次のような場合がある。

- 研修を受ける場合
- 職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合
- 他の自治体や学校から委嘱を受け、講演又は講義を行う場合
- 国や他の自治体が主催する職務上の教養を目的とする講習会、講演会に参加する場合
- 職員が任命権者から不利益処分を受けた場合において、人事委員会に対し地方公務員法第49条の2に基づき不服申立て等をする場合

ロ 営利企業従事の許可

職員は、地方公務員法により、営利企業の役員等の就任及び報酬を得て事業に従事することについては許可を要し、原則として禁止されている。

◇地方公務員法

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

（イ）許可の基準

次の全てを満たす場合は、職員の営利企業従事を許可することができる。

- a 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- b 職員が勤務する機関又は職員が占めている職と、兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係や利害関係が発生するおそれがないこと。
- c 当該営利企業への従事が地方公務員法の精神に反しないと認められること。

（ロ）現状

営利企業従事が許可される場合の代表的な例として以下のものがある。

- 部局長等が、第三セクターの非常勤取締役が無報酬で就任する場合
- 県立病院の医師が赤十字血液センターが行う献血の検診医の業務に従事する場合
- 職業訓練校の教官が各種技能検定試験の検定員の業務に従事する場合

#### ハ 休業等制度

##### (イ) 育児休業等制度

地方公務員の育児休業等に関する法律及び山形県職員等の育児休業等に関する条例に基づき、職員は育児のため休業することができる。

##### a 育児休業

(a) 職員は、子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育に専念するため休業することができる。

(b) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

##### b 部分休業

(a) 職員は、子が小学校就学の始期に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育を行うため一日の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる。

(b) 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

##### c 育児短時間勤務

(a) 職員は、子が小学校就学の始期に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育を行うため、常時勤務を要する職を占めたまま、短時間勤務をすることができる。

(b) 育児短時間勤務をしている期間については、勤務時間に応じた給与を支給する。

##### (ロ) 修学部分休業制度

地方公務員法第26条の2及び山形県職員等の修学部分休業に関する条例に基づき、職員は大学その他の教育施設で修学するため休業することができる。

a 職員は、任命権者の承認を受けて、1週間を通じて19時間20分を超えない範囲内で、修学のため必要とされる時間について休業することができる。

b 修学部分休業制度を利用して修学できる教育施設は、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等とされている。

c 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

##### (ハ) 自己啓発等休業制度

地方公務員法第26条の5及び山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例に基づき、職員は大学等課程の履修又は国際貢献活動のため休業することができる。

a 職員は、任命権者の承認を受けて、大学等課程の履修のための休業にあつては2年間、国際貢献活動のための休業にあつては3年間休業することができる。

b 自己啓発等休業制度を利用して履修できる大学等課程は、大学（当該大学に置かれる専攻科、大学院を含む。）、大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設及びこれらに相当する外国の大学の課程とされている。

c 自己啓発等休業制度を利用して活動できる国際貢献活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（国内における訓練その他の準備行為を含む。）、その他人事委員会規則で定めるものとされている。

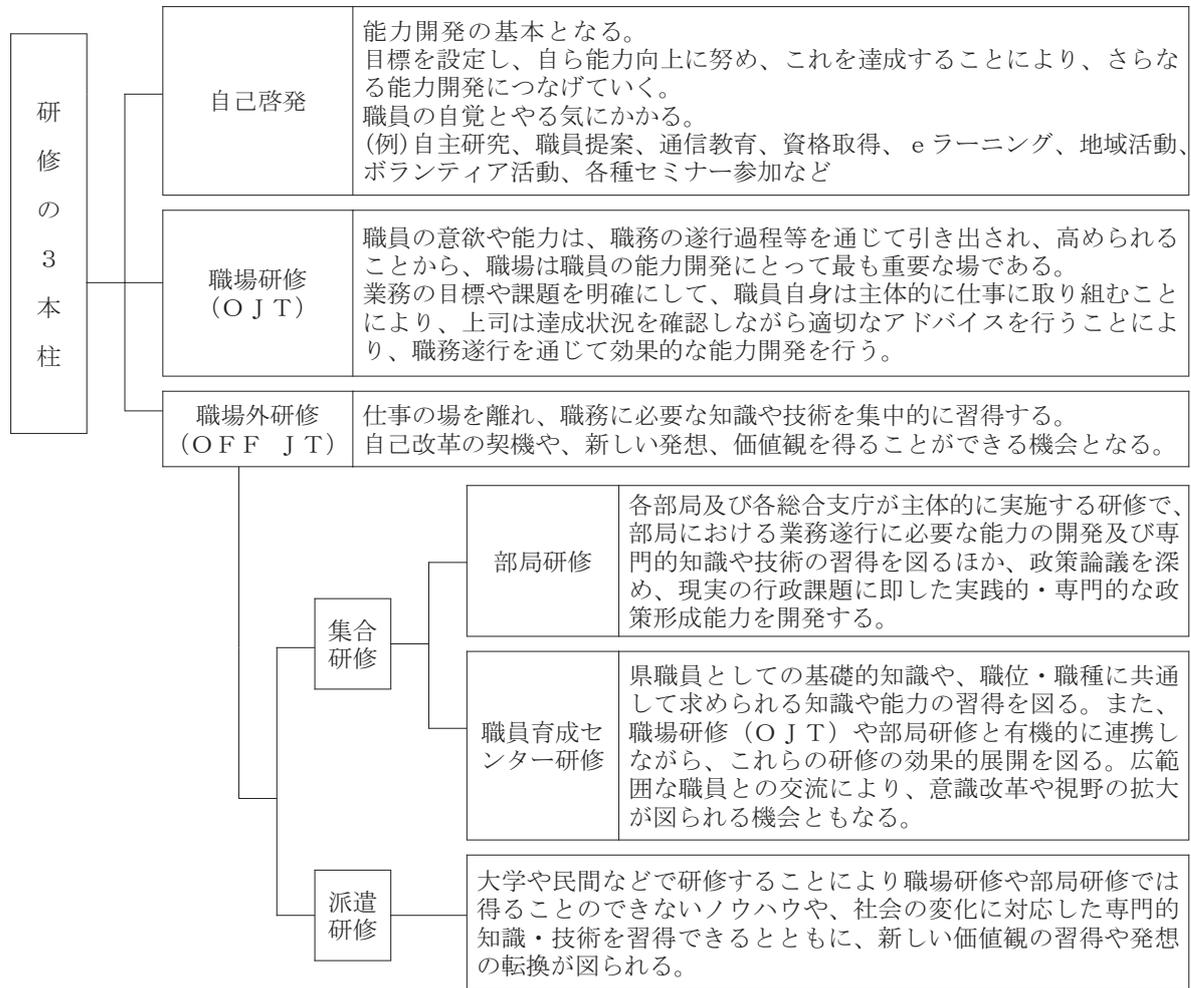
d 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

イ 研修の状況（平成23年度）

(イ) 知事部局等（企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。）

a 研修体系



(a) 職員育成センター研修の体系

- ・ 基本研修（各階層ごとに行う必須の研修）

| 研修名              | 研修目的                                        |
|------------------|---------------------------------------------|
| 新規採用職員研修（一般職・前期） | 新規採用職員が、県職員として必要な基本的な能力や意識、知識を身につける。        |
| 新規採用職員研修（看護職）    |                                             |
| 新規採用職員研修（一般職・後期） |                                             |
| 主事・技師級研修         | 中堅職員が、実務の適切な遂行に必要な能力を身につける。                 |
| 現業職員研修           | 現業職員が、実務の適切な遂行に必要な能力を身につける。                 |
| 係長級昇任準備研修        | 係長級昇任を控えた職員が、仕事の管理と部下の監督に必要な能力を身につける。       |
| 主査級研修            | 主査級昇任者が、県民視点に立った業務遂行能力を身につける。               |
| 課長補佐級研修          | 課長補佐級昇任者が、職場や職員の適切な管理に必要な能力を身につける。          |
| 課長級研修            | 課長級昇任者が、行政目標に沿った組織管理能力を身につける。               |
| 課長級3年目研修         | 課長級昇任後3年目の職員が、組織目標の実現に向けた組織・人材マネジメントについて学ぶ。 |
| 部長・次長級研修         | 部長及び次長級職員が、組織トップとしてのマネジメントについて学ぶ。           |

・能力開発研修（職位に応じた応用的な能力について選択して履修する研修）

| コース名       | 研修目的                   |
|------------|------------------------|
| 政策形成力コース   | 政策形成能力の向上              |
| 県民・地域連携コース | 民間と役割分担し、多様な主体との連携力の向上 |
| 組織力向上コース   | 組織力を高めるための能力の向上        |
| 業務遂行力向上コース | 業務への責任感と積極的な遂行力の向上     |

・特別研修（時宜に応じたテーマを設定し履修する研修）

7 講座開講

b 研修の内容と実績（主なもの）

(a) 基本研修

| 研修名                          | 研修の目的                                                                                                    | 対象者                 | 研修内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 実績<br>(受講者数) |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 新規採用職員研修<br>(一般職・前期)         | 県職員としての基本的心構え・基礎的知識を身に付けるとともに、参加・体験型研修により社会の規律や自己の責務を自覚する。                                               | 一般職（高卒・短大卒・大卒程度）採用者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 基本的心構え               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 服務と倫理</li> <li>・ 接遇</li> </ul> </li> <li>* 基礎的知識の習得               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書事務、法制執務</li> <li>・ 県の概況</li> </ul> </li> <li>* 知事講話</li> </ul>                                                  | 103          |
| 新規採用職員研修<br>(一般職・後期<br>体験実習) | 東日本大震災の被災地における被災者支援、宮城県職員との対話を通して、県政運営の基本姿勢である「民間（住民やボランティア）の視点」、「現場主義」や「共同作業の重要性」を実体験し、社会の規律や自己責任を自覚する。 | 一般職（高卒・短大卒・大卒程度）採用者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 体験実習               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場体験（被災者支援）</li> <li>・ 講話</li> <li>・ 個人ワーク・グループワーク</li> </ul> </li> <li>・ 発表</li> </ul>                                                                                                                                        | 109          |
| 新規採用職員研修<br>(一般職・後期)         | 職員として行政実務上必要とされる基礎的知識を習得し、基本的な業務遂行能力を身に付ける。                                                              | 一般職（高卒・短大卒・大卒程度）採用者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 基礎的知識の習得               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報公開と個人情報保護</li> <li>・ 行政手続制度</li> <li>・ 総合発展計画</li> <li>・ 行財政改革推進プラン</li> </ul> </li> <li>* 基本的業務遂行能力の取得               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニケーション演習</li> </ul> </li> </ul>                        | 109          |
| 係長級昇任準備研修                    | 係長級昇任を控え、その期待される役割を自覚し、役付職員に必要な幅広い視野と政策形成能力などを身につけるとともに、その後の職場における実践を踏まえながら、昇任にふさわしい資質と職務遂行能力を培っていく。     | 係長級に昇任を控えた者         | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 役付け職員の役割               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マネジメント演習</li> </ul> </li> <li>* 業務遂行能力の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策形成</li> </ul> </li> <li>* キャリア形成               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャリアビジョン</li> </ul> </li> </ul> | 97           |
| 課長級研修                        | 管理者としての役割を認識し、目標に向けたマネジメント能力や人材育成能力など、管理者に求められる組織管理能力の向上を図る。                                             | 課長級昇任者              | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 管理者としての役割               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標に向けたマネジメント</li> <li>・ 職場の健康管理</li> </ul> </li> <li>* 組織管理能力の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民交流座談会</li> </ul> </li> <li>* 知事講話</li> </ul>                                                    | 99           |

## (b) 能力開発研修

| 研修名           | 研修の目的                                                                                                                                                      | 対象者                | 研修内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 実績<br>(受講者数)                        |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 政策形成能力養成講座    | 課題の現状分析から政策立案まで、各プロセスにおいて必要とされる能力について学ぶとともに、演習を通じて実践的な政策立案能力を身につける。                                                                                        | 主事・技師級研修該当者以上の者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 基礎講義 <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策形成プロセス</li> <li>・現状分析と問題の構造化の手法</li> </ul> </li> <li>* 演習及びグループワーク <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策形成演習</li> </ul> </li> </ul>                                                                      | 34                                  |
| ファシリテーター養成講座◇ | 問題解決を目的として行うワークショップや会議などの場において、進行役として、より良い結論に向かって多面的な視点からの検討と民主的な合意形成が図られるよう支援することができるファシリテーターを養成する。                                                       | (県)係長級研修該当者以上の者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 基礎講義 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファシリテーションの基礎</li> </ul> </li> <li>* 演習及びグループワーク <ul style="list-style-type: none"> <li>・場のデザインの技術</li> <li>・対人関係の技術</li> <li>・構造化の技術</li> <li>・合意形成の技術</li> </ul> </li> </ul>                                   | 県<br>39名<br>市町村<br>13名<br>合計<br>52名 |
| コミュニケーション実践講座 | コミュニケーション技法を学ぶことにより、より良い人間関係を築き、組織の活性化に積極的に取り組む姿勢を身につける。自己と他者への理解を深め、個々のコミュニケーションにおける強みや弱みを明確にし、行動課題を発見したうえで、職場の円滑なコミュニケーションを図るために自分がどう行動すべきか考え、実践する契機とする。 | 主事・技師級研修該当者以上の者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 基礎講義 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーションの重要性</li> </ul> </li> <li>* 基礎演習 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己コミュニケーション傾向分析</li> </ul> </li> <li>* 実演演習 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーションの阻害要因と解決法</li> </ul> </li> </ul> | 58                                  |
| 地域マネジメント講座◇   | 住民満足度の高い行政サービスを効率的に提供できるよう、マーケティングの理論やその手法を学ぶ。中長期的な視野に立った行政施策の推進を図るために、担当業務を取り巻く環境条件を明確に分析する手法を学ぶ。                                                         | (県)主事・技師級研修該当者以上の者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 基礎講義 <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働とは</li> <li>・住民と行政の活動領域</li> </ul> </li> <li>* 演習及びグループワーク <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共マーケティング</li> <li>・SWOT分析</li> </ul> </li> </ul>                                                          | 県<br>28名<br>市町村<br>20名<br>合計<br>48名 |

## (c) 特別研修

| 研修名        | 研修の目的                                     | 対象者             | 研修内容                                                                                                                                                                                                               | 実績<br>(受講者数) |
|------------|-------------------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| OJT指導者育成講座 | 職場研修についての認識を深め、職場研修の効果的な推進に必要な能力の育成向上を図る。 | 職場研修を推進する立場にある者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 基礎講義 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場における人づくり</li> </ul> </li> <li>* 演習 <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループワーク</li> <li>・OJTの実践</li> </ul> </li> </ul> | 54           |

|                     |                                                                                                                                             |                    |                                   |                                                               |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| <p>官民共同ワークショップ◆</p> | <p>県民の満足度を高めるため、市町村、民間企業や民間団体の方々との交流研修を通して、職員相互の多様な見方、柔軟な発想と相互触発・交流を図り、自治体が直面する具体的な政策課題をテーマに、グループによる研修を通して新たな課題解決策を企画・立案する政策形成能力の向上を図る。</p> | <p>(県) 係長級以上の者</p> | <p>*基礎講義<br/>*グループ研究<br/>*発表等</p> | <p>県<br/>11名<br/>市町村<br/>9名<br/>民間<br/>12名<br/>合計<br/>32名</p> |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------|

- (注) 1 ◇印は市町村職員と合同  
2 ◆印は民間企業等社員及び市町村職員と合同

(ロ) 警察本部

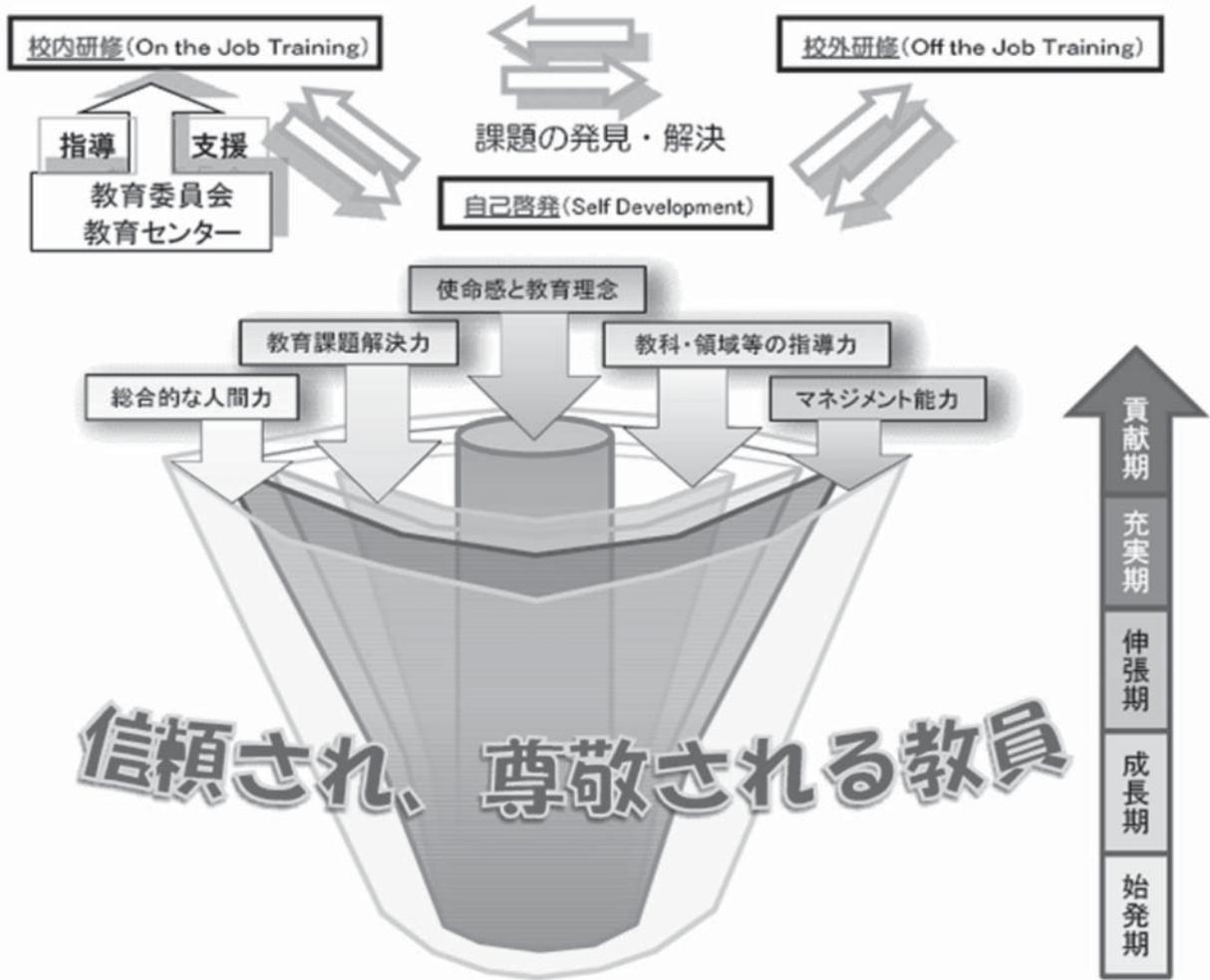
a 研修の内容と実績（主なもの）

| 研修名                     | 研修の目的                                                                                                                                | 対象者                                  | 研修内容                                                                                                                                    | 実績<br>(受講者数) |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p>採用時教養<br/>(警察官)</p>  | <p>新たに採用された巡査に対し、真に職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と幅広い常識を兼ね備えた豊かな人間性をはぐくむとともに、地域警察活動に必要な基礎的知識、技能の確実な修得及び体力・気力の錬成を図り、もって適正に職務を遂行し得る警察官を育成する。</p> | <p>新たに採用された巡査</p>                    | <p>*初任教養<br/>職務倫理、法学、基本実務、<br/>体育・術科等<br/>*職場実習<br/>地域実習及び捜査実習<br/>*初任補修教養<br/>初任教養の内容を総合的に発展進化させたもの<br/>*実戦実習<br/>独立性の強い勤務を通じた補強教養</p> | <p>71</p>    |
| <p>採用時教養<br/>(一般職員)</p> | <p>新たに採用された職員に対し、警察職員としての職責の自覚を促し、使命感を植え付け、円満な良識と豊かな人間性を醸成させるとともに、その職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を習得させる。</p>                                   | <p>新たに採用された職員</p>                    | <p>職務倫理<br/>法学<br/>基本実務<br/>専門実務<br/>体育・術科<br/>等</p>                                                                                    | <p>8</p>     |
| <p>昇任時教養</p>            | <p>警部補又は巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている者に対して、上位階級者としての意識付けを行うとともに、それぞれの職責を果たす上で、必要不可欠な知識、技能等を補完する。</p>                                         | <p>警部補又は巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている者</p>   | <p>昇任するそれぞれの階級に必要な知識及び技能</p>                                                                                                            | <p>25</p>    |
| <p>部門別任用時教養</p>         | <p>生活安全、刑事、交通及び警備の各部門に新たに任用する警察官に対し、その職責を自覚させ、専務員として必要な基礎的知識、技能を修得させる。</p>                                                           | <p>生活安全、刑事、交通及び警備の各部門に新たに任用する警察官</p> | <p>専務員として必要な基礎的知識及び技能</p>                                                                                                               | <p>43</p>    |
| <p>各種専科教養</p>           | <p>特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させる。</p>                                                                                                    | <p>特定の各分野を担当する警察官又は一般職員</p>          | <p>特定の分野で必要とされる専門的な知識及び技能</p>                                                                                                           | <p>322</p>   |

(注) その他、警察大学校、管区警察学校等においても昇任時教養研修をはじめ、より専門的な専科教養研修、語学教養等職務執行に必要な各種教養研修が行われています。

(ハ) 教育委員会  
a 研修体系

### 山形県教員研修体系図 I 【平成23年度版】



| 研修でつける力    | 始発期・成長期                  | 伸張期        | 充実期       | 貢献期   |
|------------|--------------------------|------------|-----------|-------|
| 総合的な人間力    | 年齢にふさわしい社会力              | 信念・理念      | 豊かな人間性・教養 |       |
|            | コミュニケーション力               | 幅広い識見      | 学び続ける姿勢   |       |
| マネジメント能力   | 集団指導力                    | 学年運営力      | 経営参画意識    | 法的理解力 |
|            | 学級経営力                    | 企画力        | 連絡調整力     | 職員指導力 |
| 教育課題解決力    | ICT活用力・情報モラル             |            | リーガルマインド  |       |
|            | 著作権の知識                   | 指導の積極的な改善  | 総合的対応力    |       |
|            | 特別支援教育の理解                | 教育相談力      |           |       |
| 教科・領域等の指導力 | 基礎的授業力                   | 専門性の構築     | 指導力の還元    |       |
|            | 幼児児童生徒理解力                | 専門教科の指導力強化 | 後輩への指導助言力 |       |
| 使命感・教育理念   | 教育への情熱・指導力の向上心           |            | 教育への造詣    | 経営理念  |
|            | 幼児児童生徒への愛情と責任感、公務員としての自覚 |            |           | 経営哲学  |



## b 研修の内容と実績（主なもの）

| 研 修 名                | 研 修 の 目 的                                                                  | 対 象 者                 | 研 修 内 容                                            | 実 績<br>(受講者数) |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------------------------------------------|---------------|
| 初任者研修（小・中、特、高校）      | 実践的指導力と使命感を養うとともに、総合的な人間力を高める。                                             | 新採教員                  | * 学び続ける教師<br>* 教科指導、領域指導等                          | 193           |
| 教職5年経験者研修（小・中、特、高校）  | 教員として必要な使命感と教育観の深化を図るとともに専門的な知識と技能を高め、教員としての資質と実践的指導力の向上を図る。               | 教員                    | * これからの教師に求められる新しい指導力<br>* 教科指導、領域指導等              | 107           |
| 教職10年経験者研修（小・中、特、高校） | 個々の教諭等の能力や適性に応じ、教科指導や生徒指導等に関する実践的な指導力の充実を図る。                               | 教員                    | * 中堅教員に求められる指導力<br>* 各自の課題研修 等                     | 85            |
| 新規採用校長研修・学校経営研修      | 新規採用校長としての自覚とリーダーシップの涵養を図り、普遍的な教育課題とともに現代的な課題にも対応できる学校経営について研修を深める。        | 新採校長                  | * 県教育委員長講話<br>* 教育関係法規 等                           | 63            |
| 新規採用教頭研修・教員倫理研修      | 学校経営や教育施策及び解決が急務になっている教育課題並びに倫理観を高める教職員管理の在り方についての研修を通し、教頭としての自覚と資質の向上を図る。 | 新採教頭                  | * 県教育次長講話<br>* 校種別部会（演習討議）等                        | 58            |
| 学校運営基礎講座             | 高等学校の公務運営に必要な法規と、最新のカリキュラムマネジメントを学び、公務運営に携わる教員の識見とマネジメント力の向上を図る。           | 高校の校務を中心となって推進する立場の教員 | * 校務運営上の法的根拠<br>* カリキュラムマネジメントについて 等               | 32            |
| 大学院研修                | 現職教員としての資質の向上と指導力の充実を図る。                                                   | 教員                    | * 県教育課題に関連する個々のテーマに基づく研修                           | 1             |
| 教職大学院研修              | 現職教員としての資質の向上と指導力の充実を図る。                                                   | 本県教育を実践的にリードできる教員     | * 学習開発コース<br>* 学校力開発コース                            | 20            |
| 長期研修                 | 現職教員としての資質の向上と指導力の充実を図る。                                                   | 教育職員                  | * 県教育課題を踏まえた個々のテーマに基づく研究<br>* 教育センター指導主事と共同で行う調査研究 | 16            |
| 長期社会体験研修             | 教員の対人関係能力の向上、意欲や指導力の向上、視野の拡大。                                              | 教育職員                  | * 社会教育施設及び民間企業における実習                               | 1             |
| 中央研修                 | 各地域の中核となる校長・教頭等の育成。                                                        | 校長・教頭・指導主事・中堅教員       | * 教育課題の明確化と解決のための知識・技能の習得に関する講義及び演習                | 28            |

## ロ 勤務成績評定制度の概要

## (イ) 全部局共通

## a 昇給の場合

毎年1月1日現在において、所属長が、原則として各職員の前1年間の勤務成績を判定し、その結果、昇給の可否を決定している。

## b 昇格の場合

昇任の時期または昇格基準を満たした時期に、所属長が、各職員の当該職務の級に在級している全期間の勤務成績を判定し、その結果、昇格の可否を決定している。

(ロ) 警察本部

前年の1月1日から12月31日までの各職員の勤務成績について毎年1月1日現在で評定を実施し、異動、昇任等に反映させている。

(ハ) 教育委員会

教職員の人事管理を適正にし、教育の効果を上げるため、各教職員ごと11月1日に所属長が原則として各教職員の1年間の勤務成績を評定する。

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

イ 職員の福利厚生事業の概要（平成23年度）

(イ) 知事部局等（企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。）

a 保健事業の概要（主なもの）

| 事業名       | 事業の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 実施主体      |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 健康診断      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●定期健康診断                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・問診 ・身体測定、視力、聴力、腹囲 ・心電図検査</li> <li>・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                         | 県         |
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活習慣病健康診断                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診（原則40歳以上の希望者）</li> <li>・大腸がん検診（40歳以上の希望者）</li> <li>・肺がん検診（50歳以上の希望者）</li> <li>・婦人科検診（子宮がん検診（20歳以上の希望者））</li> <li>・同（乳がん検診（41歳以上の奇数年齢の希望者））</li> </ul> </li> </ul>                                                    | 県         |
| 人間ドック     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●指定型（50歳の職員）</li> <li>●準指定型（45歳、55歳、退職予定の希望する職員）</li> <li>●上記以外（35歳以上で希望する職員）</li> <li>※全て1泊2日</li> </ul>                                                                                                                                                                                                | 県<br>共済組合 |
| メンタルヘルスケア | <ul style="list-style-type: none"> <li>●メンタルヘルス相談（職員診療所内での心療内科医師及び臨床心理士等による面接、電話相談）</li> <li>●はとふる相談（県内4ブロックの外部医療機関等による面接、電話相談 随時）</li> <li>●地共済こころの健康相談窓口（共済本部の専用電話回線にて予約を受け、専門スタッフによる面談あるいはWEBによる相談）</li> <li>●職場復帰支援事業（所属長、メンタルヘルスコーディネーター、保健師等で構成するサポートチームによる職場復帰のための支援活動）</li> <li>●メンタルヘルス研修（管理監督者（課長、課長補佐級）向けセミナー、一般職員向け研修 等）</li> </ul> | 県<br>共済組合 |

b 給付事業の概要（主なもの）

| 事項            | 共済組合                                                                                                                          | 互助会                                                 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 職員が病気やけがをしたとき | 1. 医療機関等に支払うもの<br>●法定給付の額<br>2. 職員に支給するもの<br>●高額療養費<br>●一部負担金払戻金<br>●入院附加金 等                                                  | ●会員療養給付金<br>●長期療養見舞金                                |
| 職員が出産したとき     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●出産費 390,000円<br/>（産科医療補償制度対象分娩）</li> <li>420,000円</li> <li>●出産費附加金 30,000円</li> </ul> | ●出産祝金 30,000円                                       |
| 職員が死亡したとき     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●埋葬料 50,000円</li> <li>●弔慰金</li> <li>●遺族共済年金</li> </ul>                                 | ●弔慰金 300,000円～385,000円<br>●遺児育英資金 100,000円～300,000円 |

c 貸付事業の概要（主なもの）

| 貸付の種類      | 最高限度額   | 貸付利率  | 実施主体 |
|------------|---------|-------|------|
| 住 宅 貸 付    | 1,800万円 | 2.66% | 共済組合 |
| 住宅介護対応住宅加算 | 300万円   | 2.40% |      |

（注） 共済組合とは地方職員共済組合を、互助会とは山形県職員互助会をいいます。

(ロ) 警察本部

a 保健事業の概要（主なもの）

| 事 業 名     | 事 業 の 概 要                                                                                                                          | 実施主体             |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 健康診断      | ●定期健康診断<br>・問診 ・身体測定、視力、聴力、腹囲 ・心電図検査 ・眼底検査 ・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査                                                             | 県<br>共済組合        |
|           | ●生活習慣病健康診断<br>・胃がん検診（35歳以上の職員）<br>・大腸がん検診（35歳以上の職員）<br>・肺がん検診（50歳以上の職員）<br>・婦人科検診（子宮がん検診（20歳以上の希望者））<br>・同 （乳がん検診（40歳以上の奇数年齢の希望者）） | 県<br>共済組合        |
| 人間ドック     | ●40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の希望者<br>※全て1泊2日                                                                                                | 県<br>互助会         |
| 特定保健指導    | ●40歳以上の有所見者                                                                                                                        | 共済組合             |
| メンタルヘルスケア | ●外部カウンセラー相談（県内4ブロックの外部医療機関等による面接、電話相談 随時）<br>●電話相談（共済組合本部の全国統一事業 健康相談・メンタルヘルス相談・介護情報相談）<br>●メンタルヘルス研修（職員向けセミナー）                    | 県<br>共済組合<br>互助会 |

b 給付事業の概要（主なもの）

| 事 項           | 共 済 組 合                                                                                              | 互 助 会                            |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 職員が病気やけがをしたとき | 1. 医療機関等に支払うもの<br>●法定給付の額<br>2. 職員に支給するもの<br>●高額療養費<br>●一部負担金払戻金                                     | ●長期療養見舞金                         |
| 職員が出産したとき     | ●出産費 390,000円<br>(産科医療補償制度対象分娩)<br>420,000円<br>●出産費附加金<br>第1子 30,000円<br>第2子 60,000円<br>第3子 100,000円 | ●出産祝金 20,000円                    |
| 職員が死亡したとき     | ●埋葬料 50,000円<br>●埋葬料附加金<br>●弔慰金<br>●遺族共済年金                                                           | ●弔慰金 300,000円<br>●遺児育英金 300,000円 |

c 貸付事業の概要（主なもの）

| 貸付の種類   | 最高限度額                   | 貸付利率  | 実施主体 |
|---------|-------------------------|-------|------|
| 住 宅 貸 付 | 給料月額×75<br>(他の貸付を含む合計額) | 2.78% | 共済組合 |
| 介護住宅貸付  | 300万円                   | 2.52% |      |

（注） 共済組合とは警察共済組合を、互助会とは山形県警察職員互助会をいいます。

(ハ) 教育委員会

a 保健事業の概要（主なもの）

| 事業名         | 事業の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 実施主体      |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 健康診断        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●定期健康診断                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・問診 ・身長、体重、腹囲、視力、聴力 ・心電図検査</li> <li>・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査</li> </ul> </li> </ul>                                                                                       | 県         |
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活習慣病健康診断                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診（原則40歳以上の希望者）</li> <li>・大腸がん検診（40歳以上の希望者）</li> <li>・肺がん検診（50歳以上の希望者）</li> <li>・婦人がん検診（子宮がん検診（希望者））</li> <li>・同（乳がん検診（40歳以上の偶数年齢の希望者））</li> </ul> </li> </ul>        | 県<br>共済組合 |
| 人間ドック       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●指定型（40歳、50歳、55歳に達する組合員）</li> <li>●希望型（35歳以上で希望する組合員 ただし、40歳、50歳、55歳に達する者を除く）</li> </ul> ※1泊2日                                                                                                                                                          | 県<br>共済組合 |
| メンタルヘルス対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●メンタルヘルス相談<br/>本庁及び各教育事務所管内に相談窓口を設置</li> <li>●教職員健康相談24<br/>共済組合本部の全国統一事業として24時間・年中無休で電話相談を受付</li> <li>●面談によるメンタルヘルス相談<br/>共済組合本部の全国統一事業として全国のカウンセリングルームでの予約制面接相談を受付</li> <li>●一般教職員を対象としたメンタルヘルスセミナーの開催</li> <li>●管理監督者を対象としたメンタルヘルスセミナーの開催</li> </ul> | 県<br>共済組合 |

b 給付事業の概要（主なもの）

| 事項            | 共 済 組 合                                                                                                                  | 互 助 会                                                                                                                           |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 職員が病気やけがをしたとき | 1. 医療機関等に支払うもの<br>●法定給付の額<br>2. 職員に支給するもの<br>●高額療養費<br>●一部負担金払戻金<br>●入院附加金<br>●障害共済年金 等                                  | ●会員療養給付金                                                                                                                        |
| 職員が出産したとき     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●出産費 390,000円<br/>(産科医療補償制度対象分娩)<br/>420,000円</li> <li>●出産費附加金 50,000円</li> </ul> | ●出産見舞金 50,000円                                                                                                                  |
| 職員が死亡したとき     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●埋葬料 50,000円</li> <li>●埋葬料附加金 25,000円</li> <li>●弔慰金</li> <li>●遺族共済年金</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●埋葬料 50,000円</li> <li>●会員弔意金 1,200,000円</li> <li>●遺児激励金<br/>100,000円～300,000円</li> </ul> |

c 貸付事業の概要（主なもの）

| 貸付の種類  | 最高限度額   | 貸付利率  | 実施主体 |
|--------|---------|-------|------|
| 住宅貸付   | 1,800万円 | 2.72% | 共済組合 |
| 介護構造貸付 | 300万円   | 2.46% |      |

(注) 共済組合とは公立学校共済組合を、互助会とは山形県教職員互助会をいいます。

ロ 公務災害補償の状況

(イ) 公務災害の認定状況

(件)

|         | 平成22年度 | 平成23年度 | 増 減 |
|---------|--------|--------|-----|
| 公 務 災 害 | 258    | 258    | 0   |
| 通 勤 災 害 | 8      | 15     | 7   |
| 計       | 266    | 273    | 7   |

(ロ) 補償と福祉事業の状況

(円)

|          | 平成22年度      | 平成23年度      | 増 減        |
|----------|-------------|-------------|------------|
| 補 償（注1）  | 104,234,619 | 125,246,204 | 21,011,585 |
| 福祉事業（注2） | 14,777,710  | 41,263,437  | 26,485,727 |
| 計        | 119,012,329 | 166,509,641 | 47,497,312 |

- (注) 1 補償とは、地方公務員災害補償法に基づき被災職員の権利として支給されるもので、療養補償費、障害補償年金・一時金、遺族補償年金・一時金などがあります。
- 2 福祉事業とは、労働者災害補償保険法での「特別支給金」に相当するもので、いわゆる付加給付、アフターケア、遺族（就学児）に対する奨学援護金などがあります。

2 条例第3条に基づく人事委員会の業務の報告

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第15条の規定により、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うものとされている。この成績主義の原則に基づき、職員の採用は平等公開の競争試験又は選考により行っている。また、職員の昇任についても勤務実績に基づく選考により行っている。

イ 平成23年度競争試験の状況

| 種類          | 区分 | 申 込 者  | 受 験 者<br>(a) | 合 格 者 |        | 倍 率<br>(a/b) |
|-------------|----|--------|--------------|-------|--------|--------------|
|             |    |        |              | 1 次   | 最終 (b) |              |
| 大 学 卒 業 程 度 |    | 1,081人 | 844人         | 158人  | 84人    | 10.0倍        |
| 短 大 卒 業 程 度 |    | 0人     | 0人           | 0人    | 0人     | 0.0倍         |
| 高 校 卒 業 程 度 |    | 143人   | 129人         | 34人   | 16人    | 8.1倍         |
| 警 察 官       |    | 1,252人 | 999人         | 317人  | 107人   | 9.3倍         |
| 市町村立学校事務職員  |    | 69人    | 60人          | 20人   | 9人     | 6.7倍         |
| 合 計         |    | 2,545人 | 2,032人       | 529人  | 216人   | 9.4倍         |

ロ 平成23年度選考の状況

| 区 分     | 合 格 者 |
|---------|-------|
| 採 用 選 考 | 161人  |
| 昇 任 選 考 | 599人  |

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告の状況

この制度は、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、人事委員会が、県議会及び県知事に対して 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告を行うものである。

平成23年度においては、11月2日に、職員の給与の改定を行わないことが適当であること等について、報告を行っている。

イ 職員の給与等に関する報告（平成23年11月2日）

(イ) 報告の内容

a 給与決定の諸条件

(a) 公民給与の較差

本委員会は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間の495事業所のうちから、無作為に抽出した143事業所について職種別民間給与実態調査を行った。

その結果、平成23年4月における職員給与と民間給与との較差は次のとおりであった。

| 民間給与     | 職員給与                   | 較 差            |                   |
|----------|------------------------|----------------|-------------------|
|          |                        | 金 額            | 比 率               |
| 380,114円 | 380,188円<br>(379,347円) | △74円<br>(767円) | △0.02%<br>(0.20%) |

(注) 1 行政職給料表適用者平均年齢43.7歳。( )内は、特例条例による管理職手当の減額措置後の数値

2 県職員と民間従業員に実際支払われた4月分給与をもとに、職種、職位、学歴、年齢など、給与決定要素を同じくする者同士を比較

(b) 国家公務員との給与比較

平成22年4月における行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県職員の給与水準について、その俸給と給料を学歴・経験年数別のラスパイレース方式で比較すると国家公務員を100とした場合、本県職員の指数は100.1となっている。

b 給与の改定について

(a) 月例給

職員の給与と民間給与の較差が極めて小さく、ほぼ均衡していることから、改定を行わないことが適当である。

(b) 期末・勤勉手当

職員の期末・勤勉手当の支給月数と民間の特別給の支給月数は、おおむね均衡していることから、改定を行わないことが適当である。

c その他の報告事項

(a) 給与構造改革における経過措置額等

給与構造改革における経過措置額については、人事院の報告・勧告の内容を踏まえ、国及び他の都道府県の動向や本県職員の状況等を考慮しながら、廃止する方向で検討を行うこととする。

また、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給の回復措置についても、経過措置額についての検討とあわせて検討を行うこととする。

(b) 公務員の高齢期の雇用問題

人事院は、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から平成37年度に向けて、60歳を超える職員の給与の抑制や多様な働き方を可能とする措置等を講じながら、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出を行った。

本県としても、国及び他の都道府県の動向に留意しながら、定年の引上げをはじめとした高齢期の雇用について具体的な検討を進める必要がある。

(c) 能力・実績に基づく人事管理

本県では、複雑化・多様化する行政課題に対応し、県民の期待に応えていくための手立ての一つとして、知事部局等において人事評価制度を導入し、評価プロセスを通じた職員の能力向上と意識改革、組織目標の達成等に活用している。

任命権者においては、職員の士気の高揚などに留意しつつ、制度の定着と信頼性を高める取組みを引き続き推進していく必要がある。

(d) 勤務環境の整備

・ 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の仕事と生活の調和や健康の保持はもとより、職場の活力の維持等の観点からも求められている。

東日本大震災への対応のため多くの臨時・緊急業務が生じていることを踏まえつつも、任命権者においては、超過勤務の縮減のため、業務の見直しをより一層徹底するとともに、引き続き年次有給休暇の取得しやすい環境づくりに努めていく必要がある。

・ 仕事と生活の両立支援

本県では、山形県子育て基本条例を制定するなど、県を挙げて仕事と生活の調和に向けた取組みを推進しており、職員についても、職員子育て支援プランを策定し、職場環境づくりに取り組んでいる。

人事院は、男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、短期間の取得者の期末手当の支給割

合を見直すこととしている。育児休業については、本県も国と同様に、女性職員の取得率は非常に高いが、男性職員については制度活用が進んでいない状況にあるため、本県においても、同様の措置を講ずることが必要である。

任命権者においては、育児や介護に係る支援制度の周知に努めるなど、引き続き仕事と生活の両立を支援していく必要がある。

・ 心の健康づくりの推進

心の疾病が増加傾向にある中、職員の健康管理の観点からは、とりわけ心の健康づくりが重要な課題である。任命権者においては、東日本大震災の惨事ストレスへの対応を含め、心の疾病の予防、早期発見・早期対応、円滑な職場復帰及び再発防止のための取組みを総合的かつ着実に進めていく必要がある。

特に病気休暇制度については、任命権者においては、平成23年1月に国において病気休暇の期間の取扱いなどについて見直しが行われたことや、他の都道府県の動向に留意していくことが適当である。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものである。

平成23年度処理状況

| 平成22年度末<br>係属件数 | 平成23年度中<br>要求件数 | 平成23年度中処理件数 |     | 平成23年度末<br>係属件数 |
|-----------------|-----------------|-------------|-----|-----------------|
|                 |                 | 却 下         | 判 定 |                 |
| 0               | 1               | 0           | 0   | 1               |

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行うものである。

平成23年度処理状況

| 平成22年度末<br>係属件数 | 平成23年度中<br>申立件数 | 平成23年度中処理件数 |     | 平成23年度末<br>係属件数 |
|-----------------|-----------------|-------------|-----|-----------------|
|                 |                 | 却 下         | 判 定 |                 |
| 3               | 0               | 0           | 1   | 2               |

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年9月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人NPOもがみ
  - (2) 代表者の氏名  
沼野 慈
  - (3) 主たる事務所の所在地  
新庄市沖の町2番15号
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、最上地域において主体的活動をしている団体又は個人に対して、支援を中心に相互の連携・研修・交流を図り、地域社会の熟成に寄与する事を目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成25年1月28日まで縦覧に供する。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ旭新町店  
酒田市旭新町16番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称             | 住 所            | 代表者の氏名  |
|-----------------|----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 板 垣 宮 雄 |

(変更後)

| 名 称                 | 住 所            | 代表者の氏名  |
|---------------------|----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 板 垣 宮 雄 |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進   |

- 4 変更年月日  
平成24年9月9日
- 5 届出年月日  
平成24年9月10日
- 6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年1月28日までに知事に提出することができる。  
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成25年1月28日まで縦覧に供する。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ旭新町店  
酒田市旭新町16番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
（変更前）1,981平方メートル  
（変更後）3,093平方メートル
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - イ 駐車場の収容台数  
（変更前）134台  
（変更後）149台
    - ロ 駐輪場の位置及び収容台数  
（変更前）37台（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
（変更後）30台（位置については縦覧に供する図面のとおり）
    - ハ 荷さばき施設の位置及び面積  
（変更前）82.5平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
（変更後）142.5平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
    - ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
（変更前）61.08立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
（変更後）30.44立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
  - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-----------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 午前9時    | 午後10時   |

（変更後）

| 小 売 業 を 行 う 者       | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 午前9時    | 翌日の午前0時 |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 | 午前9時    | 翌日の午前0時 |

- ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
（変更前）午前8時30分から午後10時30分まで  
（変更後）午前8時30分から翌日の午前0時30分まで
- ハ 駐車場の自動車の出入口の位置  
（変更前）縦覧に供する図面のとおり  
（変更後）縦覧に供する図面のとおり
- 4 変更年月日
  - (1) 3の(3)のイ及びロに掲げる事項 平成25年3月1日
  - (2) (1)以外の事項 平成25年5月11日
- 5 届出年月日  
平成24年9月10日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年1月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成25年1月28日まで縦覧に供する。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

酒田亀ヶ崎ショッピングセンター  
酒田市あきほ町120番1

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 村井正平  
ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号  
代表取締役 石黒靖規  
株式会社デンコードー 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号  
代表取締役 井上元延

## 3 変更する事項

- (1) 駐車場の位置  
（変更前）縦覧に供する図面のとおり  
（変更後）縦覧に供する図面のとおり
- (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
（変更前）7か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
（変更後）4か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## 4 変更年月日

平成24年9月30日

## 5 届出年月日

平成24年9月10日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年1月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                  | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分               | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |
|--------------|----------------------|------|-------------------------------|------|------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|
|              |                      | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                  | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |        | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営桜町アパート1号   | 山形市桜町四丁目12-16        | 4DK  | 71.5                          | 1    | 一般用              | 23,100                  | 26,600                             | 30,500                             | 34,400                             | 39,300                             | 45,300 | 3月分の家賃に相当する額                       |
| 同 きたまちアパート2号 | 同 三丁目2-12            | 3DK  | 73.1                          | 1    | 同                | 27,800                  | 32,100                             | 36,700                             | 41,400                             | 47,300                             | 54,500 |                                    |
| 同 金生アパート     | 同 山市金生一丁目13-13       | 3K   | 44.4                          | 2    | 同                | 10,400                  | 12,100                             | 13,100                             | 13,100                             | 13,100                             | 13,100 |                                    |
| 同 鷹ヶ袋アパート2号  | 同 旭町二丁目7-2           | 3DK  | 55.7                          | 1    | 同                | 13,800                  | 15,900                             | 18,200                             | 20,600                             | 23,500                             | 27,100 |                                    |
| 同 長清水アパート4号  | 同 長清水一丁目10-14        | 同    | 67.7                          | 1    | 同                | 21,700                  | 25,100                             | 28,700                             | 32,400                             | 37,000                             | 42,700 |                                    |
| 同 天童駅西アパート2号 | 同 天童市駅西二丁目2-30       | 同    | 61.0                          | 1    | 同                | 18,300                  | 21,100                             | 24,100                             | 27,200                             | 31,100                             | 35,900 |                                    |
| 同 天童南部アパート1号 | 同 南町三丁目18-1          | 2LDK | 70.1                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢者専用) | 25,600                  | 29,500                             | 33,700                             | 38,100                             | 43,500                             | 50,200 |                                    |
| 同 谷地アパート2号   | 同 西村山郡河北町谷地荒町東一丁目4-1 | 同    | 71.1                          | 1    | 一般用              | 21,700                  | 25,000                             | 28,600                             | 32,300                             | 36,900                             | 42,500 |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成24年10月3日から同月9日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後6時）（ただし、郵送の場合は平成24年10月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

## 5 入居の時期 平成24年12月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要          |                                    |
|-----------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|
|                 |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |
| 県営若葉東アパ<br>ート1号 | 新庄市金沢1494<br>-1 | 3DK  | 62.8                          | 1    | 一般用 | 15,900<br>円             | 18,400<br>円                        | 21,000<br>円                        | 23,700<br>円                        | 27,100<br>円 | 31,300<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同<br>2号         | 同<br>-4         | 同    | 63.5                          | 1    | 同   | 16,100<br>円             | 18,600<br>円                        | 21,300<br>円                        | 24,000<br>円                        | 27,400<br>円 | 31,600<br>円 |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成24年10月1日から同月5日まで（ただし、郵送の場合は平成24年10月5日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所

5 入居の時期 平成24年11月中旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名 称            | 所 在 地                     | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    | 金 敷         | 摘 要         |                                    |                                    |
|----------------|---------------------------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                |                           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営小出アパ<br>ート2号 | 長井市台町3-<br>2              | 3DK  | 58.0                          | 1          | 一般用 | 14,200<br>円             | 16,400<br>円                        | 18,700<br>円                        | 21,100<br>円                        | 24,100<br>円 | 27,800<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |                                    |
| 同 小国アパ<br>ート2号 | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館3-<br>3-8 | 同    | 59.4                          | 1          | 同   | 13,700                  | 15,900                             | 18,200                             | 20,500                             | 23,400      | 27,000      |                                    | 単身可                                |
| 同              | 同                         | 同    | 59.4                          | 1          | 同   | 13,700                  | 15,900                             | 18,200                             | 20,500                             | 23,400      | 27,000      |                                    |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年10月9日から同月15日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成24年10月15日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成24年11月下旬

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県財務会計システム基盤更新に伴う設計構築業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課決算・システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3070
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年8月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 随意契約に係る契約金額 117,600,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
空港用化学消防車(10500立級) 1台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2718
- 3 落札者を決定した日 平成24年8月22日
- 4 落札者の名称及び所在地  
第一実業株式会社 東京都千代田区二番町11番19号
- 5 落札金額 129,885,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成24年7月6日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
空港用化学消防車(12500立級) 1台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2718
- 3 落札者を決定した日 平成24年8月22日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社モリタ仙台支店 宮城県仙台市宮城野区萩野町三丁目8番55号
- 5 落札金額 204,750,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成24年7月6日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ガスクロマトグラフ質量分析装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 平成24年9月12日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ナルセ 山形市大手町8番20号
- 5 落札金額 16,159,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年8月3日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称並びに数量  
ファイルサーバの賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部情報管理課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成24年8月1日
- 4 落札者の名称及び所在地  
NECキャピタルソリューション株式会社山形営業所 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 落札金額  
4,737,285円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年6月22日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称並びに数量  
電子計算機の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部情報管理課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成24年8月1日
- 4 落札者の名称及び所在地  
NECキャピタルソリューション株式会社山形営業所 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 落札金額  
33,059,880円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年6月22日

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行 | 誤            | 正                   |
|-------------|------------|------|---|--------------|---------------------|
| 平成24. 8. 28 | 第2372号     | 1013 | 6 | 建設業法に基づく監督処分 | 建設業者に対する営業停止の<br>処分 |

平成24年9月28日印刷  
平成24年9月28日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056